

財務省令第七十号

関税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月十日

財務大臣 尾身 幸次

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出しを「（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「第十二条第一項ただし書（外国貿易船に係る入港届等の記載事項の特例）（令第十六条第三項（記載事項の特例の規定の準用）において同条第一項（外国貿易船の出港届の記載事項等）の場合について準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を「第十二条第三項ただし書」に、「令第十二条第一項ただし書に」を「同項ただし書に」に改め、同項第一号中「外国貿易船の入港手続」を「入港手続」に、「積荷目録を提出する」を「積荷に関する事項を報告する」に、「第十

二条第一項第二号」を「十二条第三項第一号」に改め、同項第二号中「、又は法第十七条第一項後段（外国貿易船の出港手続）の規定による税関長の求めに応じて、積荷目録を提出する場合 これらの貨物に係る令第十二条第一項第二号」を「積荷に関する事項を報告する場合 その貨物に係る令第十二条第三項第一号」に改め、同項第三号中「乗組員氏名表に記載すべき事項（令第十二条第一項第五号）」を「乗組員に関する事項（令第十二条第三項第三号）」に、「乗組員氏名表を提出する場合 令第十二条第一項第五号に掲げる事項のうち、乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名」を「当該事項を報告する場合 当該事項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として、次のように加える。

令第十二条第一項（外国貿易船の入港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定

める時は、次の各号に掲げる報告すべき事項の区分に応じ、当該各号に定める場合及び時とする。

一 積荷に関する事項 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ 別表第一の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合（ロに掲げる場合を除き、同表第一項に該当する場合については、同表第二項に該当する場合を除く。） 同表の報告期限の欄に掲げる時

ロ 本邦の他の開港又は不開港（以下この項、第二条の四第二項及び第二条の八第二項において「開港等」という。）を經由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を經由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合 当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早

く到来するもの)

二 旅客及び乗組員に関する事項 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の二の本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して開港に入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。

第二条の二の次に次の六条を加える。

(税関空港に入港する外国貿易機に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の三 令第十三条第一項(外国貿易機の入港手続)に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定

める時は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める場合及び時とする。

一 積荷に関する事項 令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四百十二条第二項第一号へ六）に規定する航行時間をいう。以下この項、次条第三項及び第二条の八第三項において同じ。）が三時間以上五時間未満の場合 その税関空港に入港する一時間前

ロ 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が三時間未満の場合 その税関空港に入港する時

二 旅客及び乗組員に関する事項 令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その税関空港に入港する三十分前

ロ 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合 その税関空港に入港する時

3 令第十三条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 入港した税関空港における取卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）

の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第七項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項

第一号に定める事項

二 法第六十二条第一項（保税運送）及び第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認を受け、てこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第七項の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項（開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の四 令第十四条第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十四条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して開港に入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。

3 令第十四条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その税関空港に入港する三十分前

二 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間未満の場合
又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合 その税関空港に入港する時

4 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（同項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の二第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

(出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項)

第二条の五 令第十六条第一項ただし書(外国貿易船等の出港届の記載事項等)に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項(保税運送)又は第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が法第十七条第一項後段(出港手続)の規定による税関長の求めに応じて積荷に関する事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

2 令第十六条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項又は第六十六条第一項の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の機長が法第十七条第一項後段の規定による税関長の求めに応じて積荷に関する事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第二項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

(外国貿易船等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

第二条の六 令第十六条の二第三項本文（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条第一項本文（入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した場合であつて次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の二第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分（入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。以下この条及び次条において同じ。）を経過する時

二 令第十六条の二第一項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の二第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、積荷に関する事項について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

- 一 その開港への入港の時から出港することなく二十四時間（その時間が行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下この号において同じ。）に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。）を経過することとなる場合（その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。） その開港への入港の時から二十二時間を経過する時
- 二 令第十六条の二第一項第一号に該当するものとして法第十八条第一項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時
- 三 令第十六条の二第一項第一号に該当するものとして法第十八条第一項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時
- 四 令第十六条の二第一項第二号に該当するものとして法第十八条第一項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く

。を乗降させる場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時

五 令第十六条の二第一項第二号に該当するものとして法第十八条第一項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

3 令第十六条の二第六項本文に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の二第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の二第四項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

4 令第十六条の二第六項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。ただし、積荷に関する事項以外の報告については、この限りでない。

一 令第十六条の二第四項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合 当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

二 令第十六条の二第四項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

三 令第十六条の二第四項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。）を乗降させる場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四 令第十六条の二第四項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の七 令第十六条の三第三項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した船舶について、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の三第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の三第六項本文に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の三第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第四項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港する

ことなく三十分を経過する時

(不開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の八 令第十八条の二第一項(特殊船舶等の不開港への入港手続)に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十八条の二第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の不開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその不開港に入港する時とする。

3 令第十八条の二第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その不開港に入港する三十分前

二 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を經由して不開港に入港する場合 その不開港に入港する時

4 令第十八条の二第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の不開港から出港した特殊船舶が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の不開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（同項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第二十条の二第一項（特殊船舶等の不開港への出入）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十八条の二第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第一（第二条の二関係）

番号	本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）	本邦の地域	報告期限
----	-----------------------	-------	------

<p>東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域</p>	<p>北海道</p>	<p>その港に入港する十二時間</p>
<p>東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域</p>	<p>青森県、秋田県、山形県及び新潟県</p>	<p>前</p>
<p>東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域</p>	<p>岩手県及び宮城県</p>	
<p>東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域</p>	<p>福島県及び茨城県</p>	
<p>東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域（東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。）</p>	<p>富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県（日本海に面する地域に限る。）、鳥取県及び島根県</p>	

<p>東経百二十五度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十二度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域（東経百二十五度及び東経百二十八度の線並びに北緯三十五度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域を除く。）</p>	<p>和歌山県、大阪府及び兵庫県（瀬戸内海に面する地域に限る。）</p>
<p>東経百二十二度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域（東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域を除く。）</p>	<p>岡山県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県</p>
<p>東経百十八度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域</p>	<p>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）</p>

	二		
東経百二十八度及び東経百三十一度の線並びに北緯三	東経百三十四度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯五十度の線で囲まれた地域	東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域	東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域
鳥取県及び島根県	北海道	沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町	鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県（石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く。）
する時	その港に入港		

<p>十四度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域</p>	
<p>東経百二十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十七度の線で囲まれた地域</p>	<p>岡山県、広島県、香川県及び愛媛県</p>
<p>東経百二十四度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域（東経百二十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯三十五度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域を除く。）</p>	<p>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県及び熊本県</p>
<p>東経百二十六度及び東経百二十九度の線並びに北緯三十三度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域</p>	<p>鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）</p>
<p>東経百十八度及び東経百二十三度の線並びに北緯二十度及び北緯二十八度の線で囲まれた地域</p>	<p>沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町</p>

別表第二(第二条の二、第二条の四及び第二条の八関係)

<p>本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)</p>	<p>本邦の地域</p>
<p>東経百四十度及び東経百四十四度の線並びに北緯四十五度三十分及び北緯四十七度の線で囲まれた地域</p>	<p>北海道(北緯四十五度から北の地域に限る。)</p>
<p>法第百八条(外国とみなす地域)に規定する令第九十四条(外国とみなす地域)に定める歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島</p>	<p>北海道(東経百四十四度から東の地域に限る。)</p>
<p>東経百二十七度三十分及び東経百三十度の線並びに北緯三十四度及び北緯三十六度の線で囲まれた地域</p>	<p>長崎県対馬市及び壱岐市</p>
<p>東経百二十一度及び東経百二十三度の線並びに北緯二十三度及び北緯二十六度の線で囲まれた地域</p>	<p>沖縄県石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町</p>

附 則

この省令は、平成十九年二月一日から施行する。